

令和 9 年度宮代町国民健康保険税率の見直しについて

～ 県内保険税水準の統一に向けて ～

1 埼玉県保険税水準統一の考え方

保険税水準の統一は、埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）に基づき、段階的に進めていくものとされている。

[保険税水準の統一の目的]

- ・ 県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うことで、財政の安定化につなげる。
- ・ 市町村で保険税額を統一することで、被保険者間の公平性の確保につなげる。

（1）令和 9 年度 準統一（市町村標準保険税率の適用）

令和 9 年度から収納率格差以外の項目を統一するもの。賦課方式は 2 方式（所得割・均等割）で統一、賦課限度額は政令同額で統一。

収納率格差とは、市町村間の収納率の差を指す。そのため、準統一では、被保険者規模により標準的な収納率を 5 段階に分類し、標準保険税率を算定する。

（2）令和 12 年度 完全統一（都道府県標準保険税率の適用）

収納対策の強化に取り組むことにより、収納率格差を縮小し、令和 12 年度から完全統一するもの。

	R3～5 年度	R6～8 年度	R9～11 年度	R12 年度
運営方針	第 2 期運営方針	第 3 期運営方針		（第 4 期）
保険税水準の統一	市町村ごとに設定		準統一	完全統一

2 宮代町の現状と今後の見通し

（1）被保険者数の推移

被保険者数は年々減少しており、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行したことや、令和 4 年 10 月から社会保険の適用が拡大したことにより、今後も被保険者数の減少は続くと考えられる。

（2）国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、年度によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にあるが、今後も増加傾向にあると考えられる。

(3) 1人あたりの保険税額

国民健康保険事業納付金の算定時に埼玉県が示す必要保険税額と、実際の保険税額（収納額）に乖離が生じておりましたが、令和7年度、8年度の税率改正により、その差を縮めてきた。

参考：被保険者1人あたりの県必要保険税額・町保険税額・赤字額、会計収支額の推移

	R4	R5	R6	R7	R8
県必要保険税額(円)	121,027	123,852	130,877	130,676	139,477
町保険税額(円)	91,073	94,419	99,019	106,677	124,746
差(円)	29,954	29,433	31,858	23,999	14,731
赤字額(円)	8,626	7,853	11,818	2,017	-

会計収支額(千円)	△57,602	△49,810	△71,118	△11,612	-
-----------	---------	---------	---------	---------	---

(4) 市町村標準保険税率

令和8年度市町村標準保険税率（本算定）との比較

区分		令和8年度税率	令和8年度 標準保険税率	差
医療分	所得割	7.70%	7.92%	△0.22ポイント
	均等割	44,900円	48,108円	△3,208円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.70%	2.80%	△0.10ポイント
	均等割	15,900円	16,884円	△984円
介護納付金分	所得割	2.35%	2.42%	△0.07ポイント
	均等割	16,600円	17,166円	△566円
子ども・子育て 支援金分	所得割	0.26%	0.29%	△0.03ポイント
	均等割	1,582円	1,804円	△222円
	18歳以上	96円	110円	△14円
合 計	所得割	13.01%	13.43%	△0.42ポイント
	均等割	78,982円	83,962円	△4,980円
	18歳以上	96円	110円	△14円

参考：収納率の推移

国民健康保険税	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年課税分	95.1%	95.5%	94.6%
滞納繰越分	21.9%	23.9%	26.3%
合 計	86.4%	86.6%	86.9%

参考：子ども・子育て支援金の負担額

加入者一人当たり平均月額

	令和 8 年度見込み額	令和 9 年度見込み額	令和 10 年度見込み額
国民健康保険	250 円 (参考) 一世帯当たり 350 円	300 円 (参考) 一世帯当たり 450 円	400 円 (参考) 一世帯当たり 600 円

参考：負担軽減

○低所得世帯の均等割

軽減割合 (均等割額)	軽減判定基準額 (基準となる所得金額)
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減	43 万円 + <u>31</u> 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減	43 万円 + <u>57</u> 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

○未就学児の均等割額

- ・未就学児の均等割が一律 5 割軽減
- ・低所得世帯の軽減 (7・5・2 割) に該当する場合は、その軽減後さらに 5 割軽減

○産前産後の所得割額および均等割額

- ・所得割額、均等割額及び 18 歳以上均等割額について、出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間を減額

○18 歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金額の均等割額

- ・18 歳に達する日の以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る子ども・子育て支援金納付金額の均等割額の 10 割軽減

国保税率の見直しスケジュール (予定)

R8. 8 月	第 2 回国保運営協議会	・国保税率等見直しの諮問
11 月	議会全員協議会での説明	・国保税率等見直しについて
12 月	第 3 回国保運営協議会	・国保税率見直しの検討
1 月	第 4 回国保運営協議会	・答申内容の検討
	町長へ答申	
	議会全員協議会での説明	・答申を受け、国保税率等の見直しについて
3 月	議会	・国保税条例の一部改正 (案) の提案
R9. 5 月	町広報誌	・令和 9 年度国保税率について周知
		・令和 9 年度国保税納税通知書の送付
7 月	国保加入者	・加入世帯への通知 (国保税率改正内容)

参考：近隣市町の令和年８度保険税率と改正状況

	医療分		支援金分		介護分		子ども分		医療+支援金+介護 +子ども		R8標準保険税率		R8一人当たり 保険税必要額(円)
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	
加須市	7.98	47,700	2.86	13,500	2.44	11,000	0.26	1,692	13.54	73,892	13.58	85,030	134,688
春日部市	8.70	47,100	2.87	16,100	2.46	16,600	0.26	1,600	14.29	81,400	14.00	87,690	140,716
羽生市	7.20	32,500	2.80	15,500	2.30	15,500	0.31	2,044	12.61	65,544	13.75	86,065	133,921
草加市	7.87	37,000	2.63	11,600	2.23	13,500			12.73	62,100	13.83	86,598	148,998
越谷市	8.11	49,315	2.83	17,086	2.44	17,325	0.30	1,978	13.68	85,704	13.68	85,704	145,926
久喜市	8.08	47,500	2.82	16,600	2.41	16,200	0.26	1,700	13.57	82,000	13.61	85,145	137,409
八潮市	7.80	35,000	2.50	15,000	2.30	14,000	0.30	1,976	12.90	65,976	13.83	86,598	155,998
三郷市	8.20	41,600	2.80	14,100	2.40	15,600	0.29	1,914	13.69	73,214	13.75	86,151	155,580
蓮田市	8.05	40,000	2.84	14,000	2.43	17,000	0.29	1,919	13.61	72,919	13.87	86,940	148,976
宮代町	7.70	44,900	2.70	15,900	2.35	16,600	0.26	1,678	13.01	79,078	13.43	84,072	139,477
白岡市	7.37	40,100	2.58	15,700	2.25	15,800	0.29	1,909	12.49	73,509	13.69	85,701	151,696
幸手市	8.00	46,000	2.70	16,000	2.40	17,000	0.25	1,600	13.35	80,600	13.58	85,000	133,995
杉戸町	7.00	40,000	2.70	15,000	2.30	15,000	0.20	1,600	12.20	71,600	13.48	84,440	141,096
松伏町	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	0.29	1,921	11.69	62,021	13.87	86,881	149,246
吉川市	7.20	43,000	2.50	13,000	2.30	15,000	0.20	2,000	12.20	73,000	13.36	83,787	150,262

※表中、網掛けは改正箇所

※子ども分均等割は、１８歳以上が負担する均等割分を含む